

鴨川市人口ビジョン及び鴨川市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について

1 趣 旨

まち・ひと・しごと創生法第 10 条の規定に基づき、国及び千葉県が策定する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、本市の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）等を策定する。

総合戦略の策定により、市民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進する。

2 策定する総合戦略等

(1) 鴨川市人口ビジョン

① 趣 旨

本市における人口の現状を分析し、人口に関する地域住民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示する。

② 位置付け

このビジョンは、鴨川市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、まち・ひと・しごと創生の実現に向けて効果的な施策を立案する上での重要な基礎として位置付けるものとする。

(2) 鴨川市まち・ひと・しごと創生総合戦略

① 趣 旨

鴨川市人口ビジョンを踏まえ、本市の実情に応じた今後 5 か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめるものである。

② 位置付け

この総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法第 10 条に定める市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略として位置付けるものとする。

3 策定時期

平成 28 年 1 月予定

4 総合戦略の策定にあたっての重点項目

- (1) しごとづくり・・・鴨川市での安定した雇用を創出するために
- (2) ひとの流れ・・・鴨川市への大きな人の流れを創るために

- (3) 結婚・出産・子育て・・・若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるために
- (4) まちづくり・・・活力のある地域をつくとともに、安心な暮らしを守るために

5 策定・検討体制

(1) 策定・検討組織

① 総合計画審議会

総合戦略は、幅広い年齢層からなる住民をはじめ、産業界・市町村や国の関係行政機関・教育機関・金融機関・労働団体・メディア（産官学金労言）等で構成する推進組織でその方向性や具体案について審議・検討するなど、広く関係者の意見が反映されることが重要とされる。

本市においては、次期総合計画の策定作業を進めており、そのために総合計画審議会を既に設置していることから、この審議会において総合戦略の審議を進めることとし、これに現在の委員構成で欠けている金融機関及びメディア関係者を追加委嘱する。

② 地域金融機関との協議

地域金融機関との連携については、本年2月26日付けで4金融機関（千葉銀行、京葉銀行、千葉興業銀行、館山信用金庫）と連携協定を締結したことから、この協定に基づく具体的な連携事項の協議を行う。

③ 企業立地促進審議会

企業立地促進審議会において、産業・経済面からの意見聴取を行う。

(2) 庁内検討組織

庁内の係長クラス以下の若手職員で構成するワーキンググループを設置し、総合戦略に係る具体的な施策について検討する。

【構成】（次の課等の係長クラス以下の若手職員を中心）

企画政策課、総務課、財政課、税務課、消防防災課、市民生活課、市民交流課、環境課、健康推進課、福祉課、子ども支援課、農水商工課、観光課、都市建設課、学校教育課、生涯学習課、スポーツ振興課

(3) 市民等の意向の反映

① 地区別区長等市民懇談会等の開催

市内4地区で開催する地区別区長等市民懇談会において、地方創生に関する事項を説明して意見を伺う(7月)。

また、市内12地区で開催する「『健康福祉推進計画』・『地域福祉活動計画』策定のための座談会」において、地方創生に関する事項を説明する(8月)。

② 地方創生に関するアイデアの募集

総合戦略の策定にあたり、広く市民意見(アイデア)を募集する(7~8月)。

③ アンケート調査等の実施

人口ビジョンにおいて、人口の将来展望に必要な調査・分析を行うため、次のアンケート調査等を実施する。

ア 市内の高校、専門学校、大学等卒業後の地元就職の動向や進路希望等の調査(7~9月予定)

イ 20代から30代の市民を対象として、結婚・出産・子育て等に関する意識・希望を調査(7~9月予定)

④ パブリックコメントの実施

人口ビジョン(案)及び総合戦略(案)に対するパブリックコメントを実施する。(10~11月予定)

⑤ 市議会との連携

6月以降の定例会前後の議員全員協議会、議員懇談会等の場において、逐次説明・報告するとともに、意見交換を行う。

(4) 市民等への周知

次の媒体を用いて人口ビジョン及び総合戦略の情報を発信する。

① 広報かもがわ

② 鴨川市ホームページ

③ Facebook、かもナビ

6 総合計画との関係

総合戦略は人口減少の克服や仕事づくりを目的としたものであり、市のあらゆる分野に及ぶ総合計画等とは、目的や含まれる政策の範囲等は、必ずしも一致するものではないが、これらの事項は、市全体として取り組む

べき重要なテーマであり、総合戦略が総合計画に位置付けられることは、施策の一体的な推進を図る観点からも、必要不可欠なものである。

このため、総合戦略は、総合計画とは別の独立した戦略として策定するものの、この戦略に基づく施策・事業は、組織横断的なプロジェクトとして次期総合計画に明確に位置付けるべく、同時並行で策定作業を進める。

7 スケジュール

(1) 策定スケジュール

年月	策定作業	審議会等	意見反映・集約等	
平成27年 4月	策定方針決定			
5月	委託事業者選定	総合計画審議会 (対応事項説明)		
6月	人口ビジョン 素案作成	総合計画審議会		議会報告 等
7月	総合戦略素案 作成	(企業立地促進 審議会)	地区別懇談会 意見募集(~8月) アンケート調査	
8月		総合計画審議会	座談会	
9月	総合戦略、 人口ビジョン 原案作成	総合計画審議会		議会報告 等
10月			パブリック コメント	
11月		総合計画審議会		
12月	(基本構想議決)			議会報告 等
平成28年 1月	人口ビジョン、 総合戦略決定			
2月		総合計画審議会	計画公表	
3月				策定報告

※市中金融機関との協議や庁内検討組織での検討は随時実施予定

(2) 総合計画審議会における審議スケジュール

人口ビジョンと総合戦略に関する審議は、総合計画審議会での審議内容に合わせて、以下のとおり予定する。

回・時期	審議内容（予定）	
第1回 平成27年 2月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問 ・ 鴨川市総合計画審議会の運営方法について ・ 第2次鴨川市総合計画の策定について ・ これまでの策定経過について 	
第2回 3月	<p>【基本構想等について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合計画の策定イメージと審議内容について ・ 第2回まちづくり市民会議の結果概要について ・ 社会情勢と市の地域特性を組み合わせた分析結果について ・ まちづくりの基本理念及び将来像について 	
第3回 5月	<p>【基本構想等について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ まちづくりの基本理念について ・ 将来像について 	
第4回 6月	<p>【基本構想等について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 将来像の修正案について ・ 施策の大綱（案）について 	地方創生関連
		<p>【地方人口ビジョン及び地方版総合戦略について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 策定の趣旨等について ・ 骨子案について
第5回 8月	<p>【基本構想等について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本構想（素案）について <p>【基本計画等について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本計画（素案）について 	<p>【地方人口ビジョン及び地方版総合戦略について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 素案について
第6回 9月	<p>【基本構想等について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本構想（原案）について <p>【基本計画等について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本計画（原案）について 	<p>【地方人口ビジョン及び地方版総合戦略について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原案について
第7回 11月	<p>【計画の取りまとめ等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本構想及び基本計画の取りまとめ ・ 諮問に対する答申 	<p>【戦略の取りまとめ等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方人口ビジョン及び総合戦略の取りまとめ
第8回 平成28年 2月	<p>【実施計画について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施計画の報告について 	<p>【アクションプランについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アクションプランの報告について

(参考) まち・ひと・しごと創生法(平成二十六年法律第百三十六号) 抄

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進すること(以下「まち・ひと・しごと創生」という。)が重要となっていることに鑑み、まち・ひと・しごと創生について、基本理念、国等の責務、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画(以下「まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)の作成等について定めるとともに、まち・ひと・しごと創生本部を設置することにより、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とする。

(市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略)

第十条 市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)は、まち・ひと・しごと創生総合戦略(都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略)を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画(次項及び第三項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標

二 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策に関する基本的方向

三 前二号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市町村は、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。